

測量・建設工事に係る設計業務等最低制限価格制度実施要領の見直しについて

土木関係コンサルタント業務等における新たな積算手法の導入により、積算の基となる費目変更のため、最低制限価格制度実施要領を次のとおり改正します。

現 行(基準価格の設定 要領第3条関係)

土木関係コンサルタント業務および補償関係コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ 技術経費の額の50%

エ 諸経費の額の50%

※ア～エにより算出した額の合計額(以下同じ)



改正後(基準価格の設定 要領第3条関係)

土木関係コンサルタント業務および補償関係コンサルタント業務

(1) 予定価格算出の際に技術経費を用いない場合

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額の90%

エ 一般管理費等の額の30%

(2) 予定価格算出の際に技術経費を用いる場合

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ 技術経費の額の50%

エ 諸経費の額の50%

適用時期

平成25年4月1日以降に発注する業務から適用します。

その他詳細については、函館市企業局測量ならびに建設工事に係る調査および設計業務最低制限価格制度実施要領をご覧ください。